

公立大学法人大阪長期継続契約に関する要綱

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪契約事務取扱規程に基づいて、公立大学法人大阪(以下、「法人」という。)が行う契約のうち締結する年度の翌年度以降にわたる契約(以下「長期継続契約」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 法人は、次の各号に該当する契約を締結する場合には、長期継続契約を締結することができる。

- (1) 電気・ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約
- (2) 不動産の借入契約
- (3) 物品の借入契約で、長期継続契約を締結することが法人にとって有利であり、かつ、長期継続契約を締結しなければ毎年4月1日から当該物品を確実に借り入れることが困難になるもの
- (4) 役務の提供を受ける契約で、長期継続契約を締結することが法人にとって有利であり、かつ、長期継続契約を締結しなければ毎年4月1日から当該役務の提供を安定的に確保することが困難になるもの
- (5) 商慣習上暦年による契約が一般的であり、予算の執行上年度をまたがらなければ締結が困難になる契約

(長期継続契約の期間)

第3条 長期継続契約における契約期間は、三年以内とする。ただし、理事長が必要と認めるときは、この限りでない。

(施行の細則)

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。